

徳島県告示第百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和六年四月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目八番一号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前

事務所	所 在 地
福岡事務所	福岡市博多区御供所町一番一号

変更後

事務所	所 在 地
福岡事務所	福岡市博多区博多駅前一丁目七番二二号

三 変更する日

令和六年四月十五日